

岩手医科大学事務局研究費不正使用防止委員会内規

(設置)

第1条 岩手医科大学（以下、「本学」という。）における研究費不正使用防止委員会内規
第6条に定める研究費の適正使用及び不正使用防止に係る事項を検討するため、岩手医科大学事務局研究費不正使用防止委員会を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 研究費の使用状況の把握・検証に関すること。
- (2) 研究費の適正使用及び不正防止のための諸施策案及び推進案に関すること。
- (3) その他研究費の適正使用に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 事務局長
 - (2) 企画部長
 - (3) 総務部長
 - (4) 財務部長
 - (5) 学務部長
 - (6) 内部監査室長
 - (7) 研究費の執行等に係る事務局担当課長
- 2 前項のほか事務局長が指名するものを委員とすることができる。
- 3 委員は事務局長が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員長は事務局長とし、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じ委員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

(委員会の事務)

第5条 委員会の事務は、学務部研究助成課がこれにあたる。

(内規の改廃)

第6条 この内規の改廃は、事務局長が定める。

付則

この内規は、平成19年11月20日から施行する。

この内規は、平成28年1月27日から施行する。